

料金メニューのご説明

【業務用電力A】

(1) 適用範囲

- ・ 電灯もしくは小型機器を使用し、または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用
- ・ 契約電力が原則として50kW以上

(2) 電気料金単価

区分	料金単価(2026年11月1日実施)		
高圧	基本料金(円／kW)		2,343.19
	電力量料金 (円／kWh)	夏季	16.98
		その他季	16.05

特別高圧	基本料金(円／kW)		2,033.31
	電力量料金 (円／kWh)	夏季	15.52
		その他季	14.70

(3) 季節区分

夏季	7月、8月、9月	その他季	夏季以外の月
----	----------	------	--------

(4) ご留意事項

- ・ 「高圧」とは標準電圧6,000Vをいいます。「特別高圧」とは標準電圧20,000V以上の電圧をいいます。
- ・ 業務用電力Aから別の電気料金メニューに変更後、1年間は当該電気料金メニューを再適用できません。

【業務用電力A－I】

(1) 適用範囲

- ・ 電灯もしくは小型機器を使用し、または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用
- ・ 契約電力が原則として50kW以上
- ・ 高圧で電気を供給

(2) 電気料金単価

区分	料金単価(2026年11月1日実施)		
高圧	基本料金(円／kW)		1,617.19
	電力量料金 (円／kWh)	夏季	22.59
		その他季	21.14
	蓄熱単価(円／kWh)		13.43

(3) 季節区分及び時間帯区分

夏季	7月、8月、9月	その他季	夏季以外の月
昼間	8時～22時	夜間	昼間以外の時間

(4) ご留意事項

- ・ 「高圧」とは標準電圧6,000Vをいいます。
- ・ 業務用電力A－I から別の電気料金メニューに変更後、1年間は当該電気料金メニューを再適用できません。

【業務用休日エコノミー電力A】

(1) 適用範囲

- ・ 電灯もしくは小型機器を使用し、または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用
- ・ 契約電力が原則として50kW以上

(2) 電気料金単価

区分	料金単価(2026年11月1日実施)			
高圧	基本料金(円/kW)			2,343.19
	電力量料金 (円/kWh)	平日	夏季	18.10
			その他季	17.08
		休日	夏季	14.28
			その他季	13.59

特別高圧	基本料金(円/kW)			2,033.31
	電力量料金 (円/kWh)	平日	夏季	16.55
			その他季	15.62
		休日	夏季	13.11
			その他季	12.51

(3) 季節区分及び曜日区分

夏季	7月、8月、9月	その他季	夏季以外の月
休日	土曜日、日曜日、祝日等※	平日	休日以外の日

※祝日等とは、祝日、及び1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日のことです。

(4) ご留意事項

- ・ 「高圧」とは標準電圧6,000Vをいいます。「特別高圧」とは標準電圧20,000V以上の電圧をいいます。
- ・ 業務用休日エコノミー電力Aから別の電気料金メニューに変更後、1年間は当該電気料金メニューを再適用できません。

【業務用休日エコノミー電力AーI】

(1) 適用範囲

- ・ 電灯もしくは小型機器を使用し、または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用
- ・ 契約電力が原則として50kW以上
- ・ 高圧で電気を供給

(2) 電気料金単価

区分	料金単価(2026年11月1日実施)			
高圧	基本料金(円／kW)			1,617.19
	電力量料金 (円／kWh)	平日	夏季	24.99
			その他季	23.33
		休日	夏季	16.86
			その他季	15.93
	蓄熱単価(円／kWh)			13.43

(3) 季節区分・曜日区分・時間帯区分

夏 季	7月、8月、9月	その他季	夏季以外の月
-----	----------	------	--------

休 日	土曜日、日曜日、祝日等※	平 日	休日以外の日
-----	--------------	-----	--------

※祝日等とは、祝日、及び1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日のことです。

昼 間	8時～22時	夜 間	昼間以外の時間
-----	--------	-----	---------

(4) ご留意事項

- ・ 「高圧」とは標準電圧6,000Vをいいます。
- ・ 業務用休日エコノミー電力AーI から別の電気料金メニューに変更後、1年間は当該電気料金メニューを再適用できません。

【業務用臨時電力】

(1) 適用範囲

- ・ 電灯もしくは小型機器を使用し、または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用
- ・ 契約電力が原則として50kW以上
- ・ 契約使用期間が1年未満

(2) 電気料金単価

区分	料金単価(2026年11月1日実施)		
高圧	基本料金(円/kW)		業務用電力Aの 20%割増し
	電力量料金 (円/kWh)	夏季	19.10
		その他季	17.98

特別高圧	基本料金(円/kW)		業務用電力Aの 20%割増し
	電力量料金 (円/kWh)	夏季	17.38
		その他季	16.39

(3) 季節区分

夏季	7月、8月、9月	その他季	夏季以外の月
----	----------	------	--------

(4) ご留意事項

- ・ 「高圧」とは標準電圧6,000Vをいいます。「特別高圧」とは標準電圧20,000V以上の電圧をいいます。
- ・ 毎年、一定期間を限り、反復使用する場合には適用できません。
- ・ 力率は、負荷が最大と認められる時間の力率を基準として協議によって定めます。
- ・ 選択供給条件の臨時電力Ⅰの適用を受けるお客さまは、当該メニューに変更できません。

【業務用臨時電力 I】

(1) 適用範囲

- ・ 電灯もしくは小型機器を使用し、または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用
- ・ 高圧で電気を供給
- ・ 契約電力が原則として50kW以上
- ・ 契約使用期間が1年未満

(2) 電気料金単価

区分	料金単価(2026年11月1日実施)		
高圧	基本料金(円／kW)		業務用電力A-Iの 20%割増し
	電力量料金 (円／kWh)	夏季	25.83
		その他季	24.10

(3) 季節区分

夏 季	7月、8月、9月	その他季	夏季以外の月
-----	----------	------	--------

(4) ご留意事項

- ・ 「高圧」とは標準電圧6,000Vをいいます。
- ・ 毎年、一定期間を限り、反復使用する場合には適用できません。
- ・ 力率は、負荷が最大と認められる時間の力率を基準として協議によって定めます。
- ・ 標準供給条件の臨時電力の適用を受けるお客さまは、当該メニューに変更できません。

【業務用自家発補給電力】

(1) 適用範囲

- ・ 業務用メニューを適用しているお客さまが、お客さまの発電設備の検査、補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるために電気の供給を受ける場合に適用
- ・ 契約電力が原則として50kW以上

(2) 電気料金単価

区分		料金単価(2026年11月1日実施)			
高圧	基本料金 (円／kW)	使用時		2,547.79	
		不使用時		824.00	
	電力量料金 (円／kWh)	定期検査 または 定期補修	夏季	18.00	
			その他季	16.98	
		上記以外	夏季	20.84	
			その他季	19.54	

特別高圧	基本料金 (円／kW)	使用時		2,220.31	
		不使用時		698.76	
	電力量料金 (円／kWh)	定期検査 または 定期補修	夏季	16.44	
			その他季	15.52	
		上記以外	夏季	18.94	
			その他季	17.80	

(3) 季節区分

夏 季	7月、8月、9月	その他季	夏季以外の月
-----	----------	------	--------

(4) ご留意事項

- ・ 「高圧」とは標準電圧6,000Vをいいます。「特別高圧」とは標準電圧20,000V以上の電圧をいいます。
- ・ お客さまが発電設備を設置される場合には、原則として業務用自家発補給電力を契約していただきます。

【業務用自家発補給電力Ⅰ】

(1) 適用範囲

- ・ 業務用メニューを適用しているお客さまが、お客さまの発電設備の検査、補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるために電気の供給を受ける場合に適用
- ・ 高圧で電気を供給
- ・ 契約電力が原則として50kW以上

(2) 電気料金単価

区分	料金単価(2026年11月1日実施)			
高圧	基本料金 (円／kW)	使用時		1,749.19
		不使用時		584.20
	電力量料金 (円／kWh)	定期検査 または 定期補修	夏季	24.17
			その他季	22.59
		上記以外	夏季	28.53
			その他季	26.54

(3) 季節区分

夏 季	7月、8月、9月	その他季	夏季以外の月
-----	----------	------	--------

(4) ご留意事項

- ・ 「高圧」とは標準電圧6,000Vをいいます。
- ・ お客さまが発電設備を設置される場合には、原則として業務用自家発補給電力Ⅰを契約していただきます。

【産業用電力A】

(1) 適用範囲

- ・ 動力(付帯電灯を含みます。)を使用
- ・ 契約電力が原則として50kW以上

(2) 電気料金単価

区分	料金単価(2026年11月1日実施)		
高圧	基本料金(円／kW)		2,343.19
	電力量料金 (円／kWh)	夏季	16.50
		その他季	15.61
特別高圧	基本料金(円／kW)		2,033.31
	電力量料金 (円／kWh)	夏季	15.13
		その他季	14.34

(3) 季節区分

夏季	7月、8月、9月	その他季	夏季以外の月
----	----------	------	--------

(4) ご留意事項

- ・ 「高圧」とは標準電圧6,000Vをいいます。「特別高圧」とは標準電圧20,000V以上の電圧をいいます。
- ・ 産業用電力Aから別の電気料金メニューに変更後、1年間は当該電気料金メニューを再適用できません。

【産業用電力A－I】

(1) 適用範囲

- ・ 動力(付帯電灯を含みます。)を使用
- ・ 契約電力が原則として50kW以上500kW未満
- ・ 高圧で電気を供給

(2) 電気料金単価

区分	料金単価(2026年11月1日実施)		
高圧	基本料金(円/kW)		1,672.19
	電力量料金 (円/kWh)	夏季	19.99
		その他季	18.77
	蓄熱単価(円/kWh)		13.43

(3) 季節区分及び時間帯区分

夏 季	7月、8月、9月	その他季	夏季以外の月
-----	----------	------	--------

昼 間	8時～22時	夜 間	昼間以外の時間
-----	--------	-----	---------

(4) ご留意事項

- ・ 「高圧」とは標準電圧6,000Vをいいます。
- ・ 産業用電力A－I から別の電気料金メニューに変更後、1年間は当該電気料金メニューを再適用できません。
- ・ 最大需要電力が500kW以上となる場合の料金は、産業用電力Aに準じて算定いたします。この場合、蓄熱調整契約については、選択供給条件の蓄熱調整契約に準ずるものいたします。

【産業用臨時電力】

(1) 適用範囲

- ・ 動力(付帯電灯を含みます。)を使用
- ・ 契約電力が原則として50kW以上
- ・ 契約使用期間が1年未満

(2) 電気料金単価

区分	料金単価(2026年11月1日実施)		
高圧	基本料金(円/kW)		産業用電力Aの 20%割増し
	電力量料金 (円/kWh)	夏季	18.52
		その他季	17.45
特別高圧	基本料金(円/kW)		産業用電力Aの 20%割増し
	電力量料金 (円/kWh)	夏季	16.90
		その他季	15.96

(3) 季節区分

夏季	7月、8月、9月	その他季	夏季以外の月
----	----------	------	--------

(4) ご留意事項

- ・ 「高圧」とは標準電圧6,000Vをいいます。「特別高圧」とは標準電圧20,000V以上の電圧をいいます。
- ・ 毎年、一定期間を限り、反復使用する場合には適用できません。
- ・ 力率は、負荷が最大と認められる時間の力率を基準として協議によって定めます。
- ・ 選択供給条件の臨時電力Ⅰの適用を受けるお客さまは、当該メニューに変更できません。

【産業用臨時電力 I】

(1) 適用範囲

- ・ 動力(付帯電灯を含みます。)を使用
- ・ 高圧で電気を供給
- ・ 契約電力が原則として50kW以上500kW未満
- ・ 契約使用期間が1年未満

(2) 電気料金単価

区分	料金単価(2026年11月1日実施)		
高圧	基本料金(円／kW)		産業用電力A-Iの 20%割増し
	電力量料金 (円／kWh)	夏季	22.72
		その他季	21.25

(3) 季節区分

夏季	7月、8月、9月	その他季	夏季以外の月
----	----------	------	--------

(4) ご留意事項

- ・ 「高圧」とは標準電圧6,000Vをいいます。
- ・ 毎年、一定期間を限り、反復使用する場合には適用できません。
- ・ 力率は、負荷が最大と認められる時間の力率を基準として協議によって定めます。
- ・ 標準供給条件の臨時電力の適用を受けるお客さまは、当該メニューに変更できません。

【産業用自家発補給電力】

(1) 適用範囲

- 産業用メニューを適用しているお客さまが、お客さまの発電設備の検査、補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるために電気の供給を受ける場合に適用
- 契約電力が原則として50kW以上

(2) 電気料金単価

区分	料金単価(2026年11月1日実施)			
高圧	基本料金 (円/kW)	使用時		2,547.79
		不使用時		598.50
	電力量料金 (円/kWh)	定期検査 または 定期補修	夏季	17.48
			その他季	16.50
		上記以外	夏季	20.16
			その他季	18.94

特別高圧	基本料金 (円/kW)	使用時		2,220.31
		不使用時		493.06
	電力量料金 (円/kWh)	定期検査 または 定期補修	夏季	15.99
			その他季	15.13
		上記以外	夏季	18.40
			その他季	17.31

(3) 季節区分

夏 季	7月、8月、9月	その他季	夏季以外の月
-----	----------	------	--------

(4) ご留意事項

- 「高圧」とは標準電圧6,000Vをいいます。「特別高圧」とは標準電圧20,000V以上の電圧をいいます。
- お客さまが発電設備を設置される場合には、原則として産業用自家発補給電力を契約していただきます。

【産業用自家発補給電力Ⅰ】

(1) 適用範囲

- 産業用メニューを適用しているお客さまが、お客さまの発電設備の検査、補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるために電気の供給を受ける場合に適用
- 高圧で電気を供給
- 契約電力が原則として50kW以上500kW未満

(2) 電気料金単価

区分	料金単価(2026年11月1日実施)			
高圧	基本料金 (円/kW)	使用時		1,809.69
		不使用時		451.10
	電力量料金 (円/kWh)	定期検査 または 定期補修	夏季	21.32
			その他季	19.99
		上記以外	夏季	24.95
			その他季	23.30

(3) 季節区分

夏季	7月、8月、9月	その他季	夏季以外の月
----	----------	------	--------

(4) ご留意事項

- 「高圧」とは標準電圧6,000Vをいいます。
- お客さまが発電設備を設置される場合には、原則として産業用自家発補給電力Ⅰを契約していただきます。

【かんがい排水用電力】

(1) 適用範囲

- ・ 農事用のかんがい排水のために動力を使用
※付帯電灯を含みます
- ・ 契約電力が原則として50kW以上

(2) 電気料金単価

区分	料金単価(2026年11月1日実施)		
高圧	基本料金(円/kW)		792.19
	電力量料金 (円/kWh)	夏季	15.02
		その他季	14.27

特別高圧	基本料金(円/kW)		625.31
	電力量料金 (円/kWh)	夏季	14.60
		その他季	13.83

(3) 季節区分

夏 季	7月、8月、9月	その他季	夏季以外の月
-----	----------	------	--------

(4) ご留意事項

- ・ 「高圧」とは標準電圧6,000Vをいいます。「特別高圧」とは標準電圧20,000V以上の電圧をいいます。
- ・ 契約年度は、毎年1月の検針日から翌年1月の検針日の前日までといたします。
- ・ 年間最低保証料金として、基本料金の2ヶ月分を設定いたします。
- ・ 次のいずれかに該当する場合、ご契約を解約することがございます。
 - ・ 契約された用途以外の用途に電気を使用された場合
 - ・ 付帯電灯以外の電灯を使用された場合

【予備電力】

(1) 適用範囲

- ・ 業務用電力または産業用電力の適用範囲に該当すること
- ・ 常時供給設備等の補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるため、予備電線路により電気の補給を受ける場合に適用

(2) 電気料金単価(予備線契約)

区分	料金単価(2026年11月1日実施)	
高圧	基本料金(円／kW)	142.92
	電力量料金(円／kWh)	常時供給分の 該当料金
特別高圧	基本料金(円／kW)	75.42
	電力量料金(円／kWh)	常時供給分の 該当料金

(3) 電気料金単価(予備電源契約)

区分	料金単価(2026年11月1日実施)	
高圧	基本料金(円／kW)	178.46
	電力量料金(円／kWh)	常時供給分の 該当料金
特別高圧	基本料金(円／kW)	119.86
	電力量料金(円／kWh)	常時供給分の 該当料金

(4) ご留意事項

- ・ 「高圧」とは標準電圧6,000Vをいいます。「特別高圧」とは標準電圧20,000V以上の電圧をいいます。
- ・ 契約電力は原則として、常時供給分の契約電力の値といたします。

【蓄熱調整契約】

(1) 適用範囲

- ・ 業務用電力または産業用電力の適用範囲に該当すること
- ・ 蓄熱槽を有する負荷等の蓄熱運転により、夜間時間への負荷移行を行なうこと

(2) 電気料金単価

区分	料金単価(2026年11月1日実施)	
高圧	蓄熱単価(円／kWh)	13.43
特別高圧		12.81

(3) 季節区分及び時間帯区分

夏季	7月、8月、9月	その他季	夏季以外の月
昼間	8時～22時	夜間	昼間以外の時間

(4) ご留意事項

- ・ 「高圧」とは標準電圧6,000Vをいいます。「特別高圧」とは標準電圧20,000V以上の電圧をいいます。
- ・ 蓄熱負荷設備のご使用量は協議により定めます。
- ・ 蓄熱式負荷設備の内容もしくは稼働方法の変更または蓄熱式負荷設備の取外しをされる場合は、あらかじめ申し出ていただきます。

【電化厨房契約】

(1) 適用範囲

- ・ 業務用電力または産業用電力の適用範囲に該当すること
- ・ 電化厨房機器を使用する需要かつ電化厨房機器の総容量が原則として20kW以上

(2) 電気料金単価

区分	料金単価(2026年11月1日実施)	
共通	割引単価(円／kWh)	3.30

(3) ご留意事項

- ・ 電化厨房機器のご使用量は協議により定めます。
- ・ 電化厨房機器の内容の変更または取外しをされる場合は、あらかじめ申し出ていただきます。

【オール電化割引】

(1) 適用範囲

- ・ 業務用電力または産業用電力の適用範囲に該当すること
- ・ すべての熱源を当社が供給する電気によりまかなうこと
- ・ 電気厨房機器の総容量が原則として20kW以上

(2) 電気料金割引率

区分	割引率(2026年11月1日実施)
共通	5%

(3) 割引上限額

1契約につき 550,000円

(4) ご留意事項

- ・ 給湯設備、厨房設備、冷暖房設備等の電気機器の内容の変更または取外しをされる場合は、あらかじめ申し出ていただきます。

【電化空調契約】

(1) 適用範囲

- ・ 業務用電力または産業用電力の適用範囲に該当すること
- ・ 蓄熱調整契約を適用
- ・ 蓄熱式空調機器および非蓄熱式電気空調機器を併用する電気空調システムを使用

(2) 電気料金単価

区分	料金単価(2026年11月1日実施)	
共通	割引単価(円／kWh)	3.30

(3) 季節区分及び時間帯区分

夏季	7月、8月、9月	その他季	夏季以外の月
ピーク時間	夏季の毎日 13時～16時	オフピーク 時間	ピーク時間以外の 時間

(4) ご留意事項

- ・ 非蓄熱式電気空調機器のご使用量は協議により 定めます。
- ・ 電気空調システムの内容を変更される場合は、あらかじめ申し出ていただきます。